

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

はじめに池田町地域防災計画に基づき、池田町の災害発生や防災上の特性を分析するうえで、地理的・地形的特性について考察する。

池田町は、木曾三川によって形成された広大な濃尾平野の北西部に位置し、面積は 38.79 平方キロで、西に 924 メートルの池田山を背負い、平野部を揖斐川、杭瀬川、東川、深町川、中川、粕川の六つの一級河川が流れる自然環境豊かな町です。また、東は神戸町、西は垂井町、南は大垣市、北は揖斐川町に隣接しており、町の中央部には国道 417 号線が南北に、町の南部には岐阜関ヶ原線が東西に通っている。

地質は、池田山地は古生層を主とし、山麓から平野部は洪積層とそれを開析する沖積層が広がる。気候は、太平洋側気候に属し、夏は南寄りの季節風の影響を受け温暖多湿であり、冬季は、積雪は少ないが、寒暖差が激しい盆地特有の気候となっている。

区 分	値
平均気温	14.9℃
平均湿度	64.1%
降水量	2357.1mm
平均風速	2.4m/s

【出典：池田町役場庁舎観測データより】

加えて、池田町国土強靱化地域計画の中で想定されるリスクとして、発生が危惧される南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模な地震、本町において過去にも多くの被害を受けた風水害など、「大規模自然災害」全般を対象としている。

特に本町に影響が大きいと想定される災害の代表例は以下の通りである。

- (地 震) ①養老－桑名－四日市断層帯地震
- ②南海トラフ巨大地震
- ③揖斐川－武儀川断層帯地震
- (風水害) ④池田山等における土石流災害

(1)地域の災害のリスク

当町は、地勢の関係により、従来から風水害が発生しており、原因別の災害概要と将来予想される災害の状況は、おおむね次のとおりである。

◆洪水：ハザードマップ（出典：池田町ハザードマップ）

当町の洪水ハザードマップによると、想定し得る最大規模である、概ね 1000 年に 1 回の大雨（杭瀬川流域の 1 日間総雨量 812mm）により想定される浸水は、当町が立地する市街地の一部の地域において、0.5m 未満の浸水が予想されているほか、八幡地区の商業サブ拠点においても 0.3m～2.0 m の浸水が予想されている。

さらに、市橋地区の杭瀬川においては、東川との合流によ



る急激な水位上昇が発生しやすく、氾濫による洪水のおそれがある。

◆土砂災害:ハザードマップ (出典:池田町ハザードマップ)

当町のハザードマップ及び岐阜県揖斐土木事務所が作成した土砂災害ハザードマップによると、大津谷、霞間ヶ谷、井振谷等麓一帯は、土石流危険区域に指定されたエリアとなっており、土砂の崩壊、土地の流失等による被害が度々発生している。特に大津谷の土石流危険区域においては、下流域に宮地や小牛の工業地区があり、線状降水帯等の非常に強い雨が大津谷地域に長時間連続して降り続けるような場合には、水害が予想される。大津谷、霞間ヶ谷、井振谷下流では、キャンプ場や桜の名所、池田温泉など池田の観光・交流拠点としてにぎわいをみせているエリアでもある。



◆地震:J-SHIS

岐阜県は、日本列島の中でも活断層が比較的多く分布する地域のひとつであり、県内における直下型地震の頻度は高い。1891年に発生した濃尾地震はその典型であり、根尾谷断層をはじめとするいくつかの活断層(濃尾活断層系)によって引き起こされた。また他にも関ヶ原断層、養老断層等の活断層がある。断層は従来地震の原因ではなく、地震動の結果として地層がずれたのであるという考えであったが、近年、地震断層が発見されて、「最近の地質時代に活動した証拠があり、今後も繰り返し大地震を発生させる可能性がある」と判断される断層」つまり活断層が、地震発生と密接なかわりをもっていることが明らかになった。今日では、地震予知の点から活断層の存在が特に重要視されている。

当町においては、池田山断層が町を縦断しており、この活断層が動いたとき発生する直下型地震の被害は、相当なものになると想定される。本町への影響が予想される海溝型地震の南海トラフ巨大地震、内陸直下型地震の養老-桑名-四日市断層帯地震においても同様である。

<地震による被害想定>

池田町に大きな影響を及ぼすとされる陸地の地下で活断層がずれて起こる主な内陸型地震は、岐阜県が公表している「南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査」によると、下表のとおり被害が想定されている。

想定される地震	地震の規模	震度(MAX)	震度5以上の強い揺れに見舞われる人口の割合
南海トラフ巨大地震	M9.0	5.81	100%
養老-桑名-四日市断層帯地震	M7.7	6.37	100%
揖斐川-武芸川(濃尾)断層帯	M7.7程度	5.88	100%
長良川上流断層帯(北側震源)	M7.3程度	5.24	100%
長良川上流断層帯(南側震源)	M7.3程度	5.06	25%
跡津川断層地震	M7.8	5.15	29%
阿寺断層系地震	M7.9	5.05	26%

【出典:令和2年度池田町防災計画】

建物被害による予想避難者数も、「養老-桑名-四日市断層帯地震」が5,306人と最も多く、次が「南海トラフ巨大地震」で1,141人が想定されている。帰宅困難者は、「南海トラフ巨大地震」だけが想定対象になっているが、53人が想定されている。

建物の被害を考察した場合、最も被害の大きな「養老－桑名－四日市断層帯地震」を例にとると、午後6時に地震が発生した場合の死者数59人、重症者754人、建物全壊1,874棟、焼失棟数28棟という結果が出されている。人的被害に比し、全壊建物が多い。この結果から見て、死者や重症者は、建物の倒壊によるものが主であることが分かる。

したがって、建物の耐震化が急務であるとはいえ、さらに、不燃化、消防力の更なる整備、ライフラインの早期復旧体制の整備、自主防災体制の充実、そして何よりも住民一人ひとりの意識の高揚が重要といえる。

◆感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症の全国的かつ急速なまん延により、池田町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2)商工業者の状況

- ・商工業者等数 802事業者
- ・小規模事業者数 656事業者

業 種		商工業者	小規模事業者数	立地状況等
商 工 業 者	農林漁業	7	7	各業種町内全域に広く分布している。 商業サービス 飲食業は、町内の中心部に多い傾向がある。 製造業においては、池田町北西部・北東部の河川堤防沿いに位置している。
	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	
	建設業	127	121	
	製造業	155	125	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	
	情報通信業	3	3	
	運輸業、郵便業	19	17	
	卸売業、小売業	181	136	
	金融業、保険業	13	12	
	不動産業、物品賃貸業	26	26	
	学術研究、専門・技術サービス業	36	32	
	宿泊業、飲食サービス業	74	48	
	生活関連サービス業	71	64	
	教育・学習支援業	39	32	
	医療、福祉	13	12	
	複合サービス業	3	2	
サービス業（他に分類されないもの）	34	19		
合 計		802	656	

【出典：平成28年経済センサス】

(3)これまでの取り組み

①池田町の取り組み

- ・防災備品の備蓄
- ・池田町業務継続計画（平成29年1月策定）
- ・全世帯へ防災ラジオの配布（申込率74.7%）
- ・避難所運営マニュアル（感染症対策編）（令和2年5月策定）
- ・防災訓練の実施（年1回実施、直近は令和2年8月8日実施、参加者数287名）

- ・避難所運営マニュアル（令和3年1月改定）
- ・池田町国土強靱化地域計画の策定（令和3年2月策定）
- ・池田町地域防災計画の策定（令和3年2月12日改定）

②池田町商工会の取り組み

- ・事業者BCPに関する研修会（岐阜県商工会連合会主催）に参加（令和元年12月16日）
- ・事業者BCPの普及と防災域の啓発（商工会窓口にチラシを常設）
- ・共済保険への加入促進
- ・商工会のBCP策定（令和3年4月）

Ⅱ 課題

①事業継続意識の向上と事業者BCP策定

池田町の小規模事業者の多くは、限られた人員体制で日々の経営活動を行い、経営課題の解決に対応せざるを得ないため、自然災害及び新型コロナウイルス感染症などへの事前対策が遅れがちになり、事業者BCPへの関心が低く取組み意欲も希薄である。したがって、まずは事業継続への意識を高める啓発活動が不可欠で、その上で事業継続に向けた事業者BCPを策定していく必要がある。

②商工会職員の支援スキルの向上

商工会は、小規模事業者に対する支援として、主に経営改善普及事業や経営発達支援事業を通じた小規模事業者の経営環境整備や事業収益確保に向けた支援に取り組んできた。そのため、本計画における事業継続支援のための知識や経験に関しては本会職員は有しておらず、小規模事業者にとって有用な事業継続対策を支援していくためには、本会職員が一定の支援スキルを習得していく必要がある。

③災害発生時の体制強化

池田町商工会のBCPの策定から間もないこともあり、現時点においては自然災害発生時に計画通り行動できるかが不安視される。また、本会においては当町をはじめ各関係機関との具体的な連携体制が整備されていない。そのため、有事において商工会活動の早期復旧及び関係機関との情報共有を図ることができるよう体制を整備する必要がある。

Ⅲ 目標

自然災害・新型コロナウイルス感染症等の発生時において、影響を最小限に止め事業継続を実現できる小規模事業者を数多く創出することで、地域の経済と雇用の維持・安定を目指す。その実現に向け、有事前ににおいては事業継続に資する事業者BCPの策定支援を強化するとともに、事後においては迅速な商工会活動の復旧と関係機関との連携体制の構築を図るため、以下の目標を設定する。

①事業継続意識の向上と事業者BCP策定

巡回指導やセミナー開催を通じて事業活動に影響を与える自然災害・新型コロナウイルス感染症等のリスクを周知し、事前対策への意識を醸成するとともに、専門家との連携を図りながら事業所立地や経営状況など個社の環境に則した事業者BCPの策定を支援する。

(目標件数)

項目	1年当たり	合計
事業継続力強化支援巡回指導件数	24件	120件
事業者BCP策定セミナーの開催	1回	5回
事業者BCP策定支援事業者数	4事業者	20事業者
事業者BCP策定事業者数	2事業者	10事業者
事業者BCP策定事業者フォローアップ数	2事業者	10事業者

②商工会職員の支援スキルの向上

事業者BCP策定の推進にあたって必要となる一定のスキルを習得するため、岐阜県商工会連合会が開催する研修会に参加し、体系的な知識を得る。また、専門家との支援連携時において具体的な策定支援手法を身に付けるとともに、定期開催する職員会議において支援ノウハウを共有していく。

③災害発生時の体制強化

災害発生時において、商工会活動の一刻も早い再開に向け、商工会自身の事業継続計画の確実な運用がなされるよう、定期的な訓練実施と計画内容のブラッシュアップに取り組む。

また、池田町商工会と池田町とが被害状況や発生後対応に関する情報を共有できるよう、緊急時における具体的な連携体制を整備する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(1)事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年1月1日 ～ 令和8年3月31日

(2)事業継続力強化支援事業の内容

池田町商工会と池田町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1)小規模事業者に対する災害リスクの周知

①啓発活動

(自然災害に対する啓発活動)

- ・職員による巡回指導時に、ハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクを周知するとともに事前対策の必要性を訴える。
- ・毎月発行する会報誌において、国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要を紹介する。また、岐阜県商工会連合会から提供される普及ツールやポスター・チラシを活用し、窓口相談時等においても普及を図る。
- ・商工会青年部、女性部など各種団体活動において、事業者 BCP 策定や訓練等の取り組み事例を紹介する。

(感染症に対する啓発活動)

- ・職員による巡回指導時に新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を会報誌に掲載し紹介する。
- ・商工会青年部、女性部など各種団体活動において、事業者 BCP 策定や訓練等の取り組み事例を紹介する。

②事業者 BCP 策定支援

- ・事業継続力強化計画を事業者 BCP 作成の入口として位置付け、認定制度の情報を普及し計画策定へと繋げる。
- ・事業継続力強化計画を策定した事業者を主な対象として、事業者 BCP の策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・必要に応じて、岐阜県商工会連合会の事業継続力強化支援事業の専門家派遣制度を活用し、十分な知見を有する専門家からの助言を受けながら策定支援を進める。

2)商工会自身の事業継続計画の作成

- ・池田町商工会は、令和3年4月に事業継続計画を作成しており、今後は自然災害発生時に確実な運用がなされるよう、年1回の定期的な訓練実施と内容のブラッシュアップを行っていく。

3)関係団体との連携

- ・岐阜県商工会連合会の共済担当課と連携を図り、福祉共済、火災共済、ビジネス総合保険など自然災害リスクへの備えとなる各種保険制度の情報を提供するとともに共済加入相談に

対応する。

- ・揖斐川町商工会、大野町商工会と定期的に開催する揖斐郡広域商工指導センター推進会議において、啓発活動や策定支援、フォローアップなど各種支援の取り組み状況や事例の情報交換を行う。

4)フォローアップ

- ・普及啓発をしたものの、事業者 BCP を策定していない事業者については、再度巡回等で声掛けを行い、リスクの認識と事前対策実施の必要性を訴えていき、事業者 BCP の策定へと繋げていく。
- ・策定した事業者 BCP の取り組み状況を定期的に確認するとともに、必要に応じて専門家を招き計画の見直しや訓練実施方法について助言を行う。
- ・本計画の進捗管理や見直しを行うため、池田町役場建設部産業課担当者と池田町商工会法定経営指導員が年 1 回程度情報共有等を図る。

5)当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード 6.0 の地震）が発生したと仮定し、池田町との連絡ルートの確認等を年 1 回行う（訓練は必要に応じて実施）。

<2. 発生後の対策>

自然災害等による発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1)応急対応の実施可否の確認

①自然災害の際の対応

- ・発災後 30 分以内に安否確認リストを基に電話、LINE、災害伝言ダイヤルの利用等により職員の安否確認を行う。
- ・事務所建物の損壊状況、ライフラインの状況（電気、ガス、水道、通信など）、周辺道路や家屋の被害状況について確認する。
- ・発災当日中に、商工会事務所および周辺道路の被害状況を池田町商工会と池田町で共有する。

②感染症の際の対応

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、池田町が策定する池田町新型インフルエンザ等対策行動計画並びに商工会自身の感染症に係る予防・対応マニュアルに基づき、感染症対策を行う。

2)応急対応の方針決定

- ・池田町商工会と池田町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

<被害規模の目安は以下を想定>

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の 0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、池田町商工会と池田町は以下の間隔で被害情報等を共有する。
(必要に応じて随時行う)

連絡の時期	連絡回数
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1カ月	3日に1回共有する
1カ月以降	1週間に1回共有する

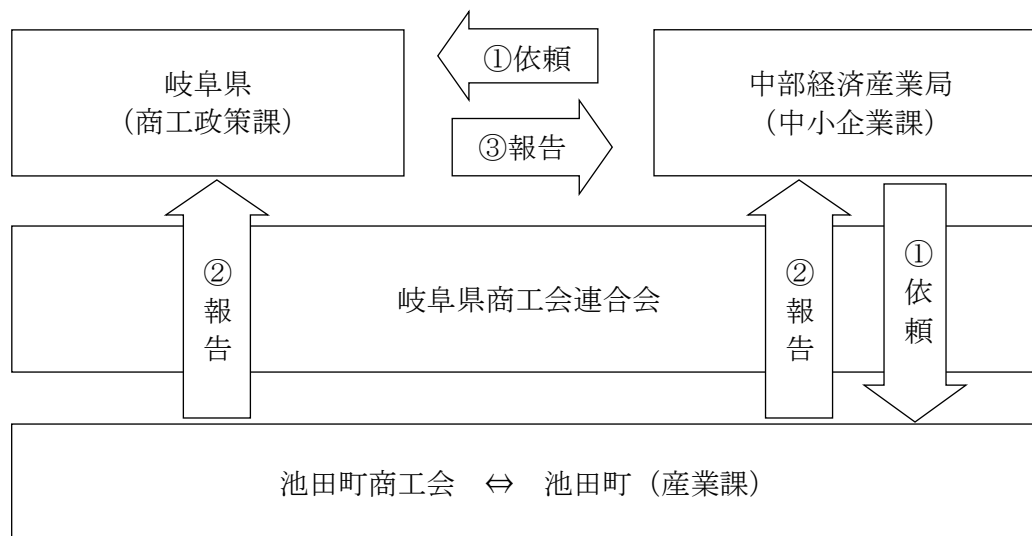
- ・連絡先窓口

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
池田町	産業課長	商工観光係長
池田町商工会	事務局長	法定経営指導員

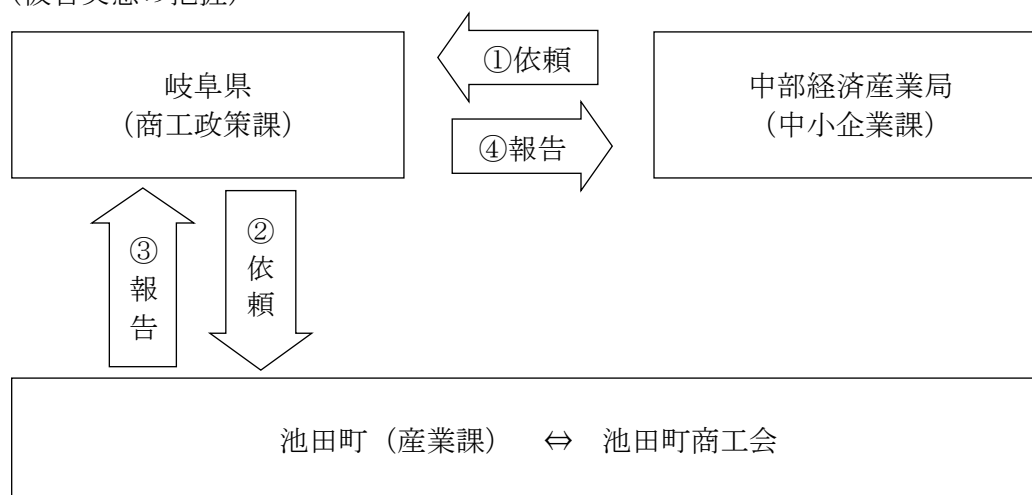
<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・池田町商工会と池田町が共有した情報を岐阜県の指定する方法にて、池田町商工会又は池田町より県商工政策課へ報告する。

<被害情報の流れ>
(初動対応)



(被害実態の把握)



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、池田町と相談する（池田町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

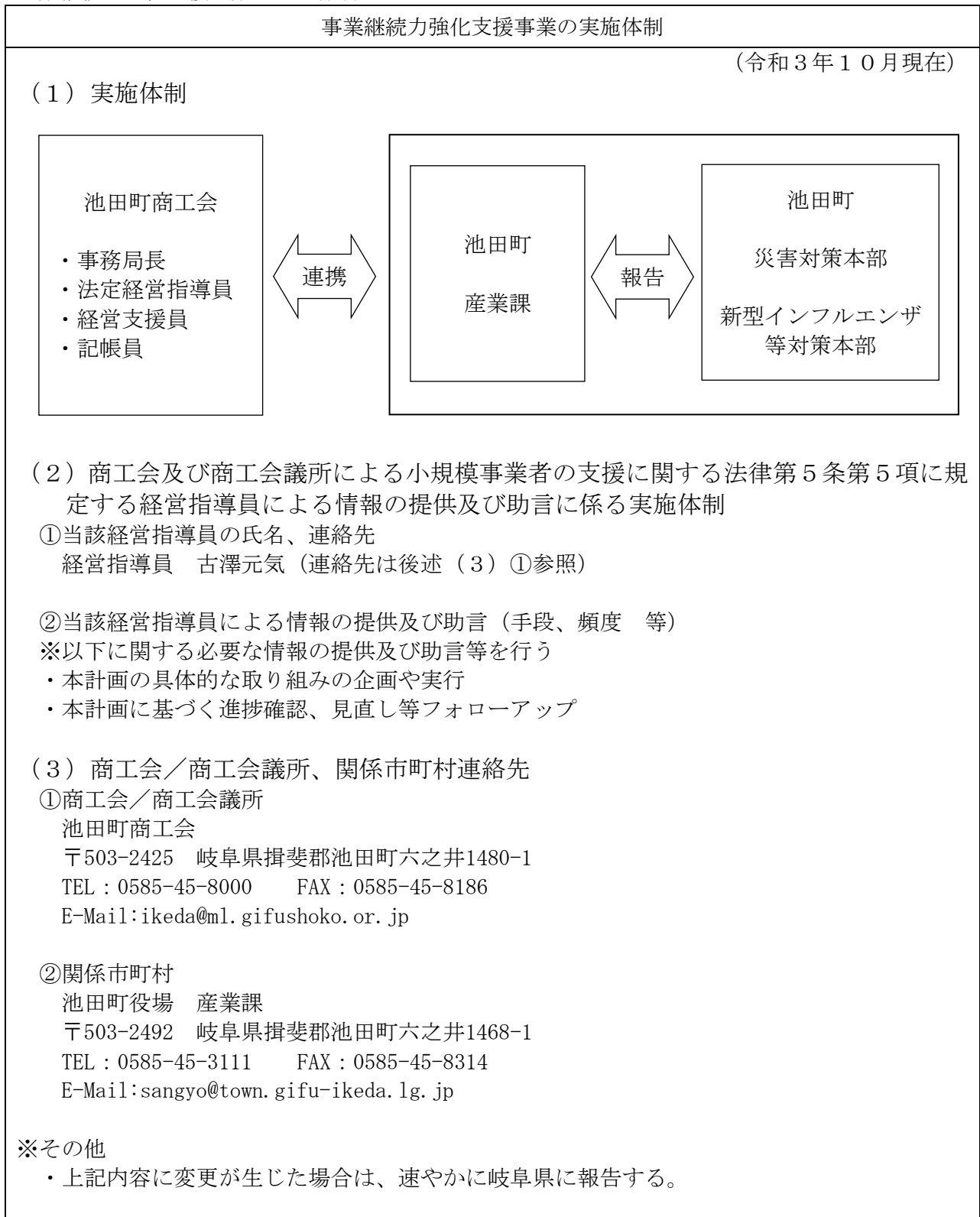
- ・県の方針にしたがって、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域から応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	230	230	230	230	230
1. 普及・啓発費 ポスター、チラシ印刷費	50	50	50	50	50
2. 個社支援・専門家派遣費 専門家謝金、旅費	150	150	150	150	150
3. 関係団体等との協議への 出席旅費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等